平成２５年（再イ）第３号
長崎県長崎市木場町777番地５
再生債務者　浦川　和弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月９日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第３号
函館市昭和４丁目48番23号
再生債務者　高橋　茂樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月９日　函館地方裁判所

平成２５年（再イ）第８号
函館市谷地頭町36番９号
再生債務者　米屋健太郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月９日　函館地方裁判所

平成２４年（再イ）第５２７号
東京都武蔵野市境南町２―27―５―708
再生債務者　大谷　博道
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２号
山形県新庄市大字本合海96番地
再生債務者　八向　　尚
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月９日　山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（再イ）第１４７号
東京都世田谷区大原２―24―22―602
再生債務者　牧　　輝彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１２６号
神戸市灘区篠原南町２―１―20、前住所神戸市灘区大石東町４―８―16―202、営業所の住所大阪市中央区内本町２―４―７大阪Ｕ２ビル
再生債務者　竹谷　友也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第１４６号
大阪府高槻市春日町９番５号
再生債務者　石飛　吉則
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第１９３号
大阪市城東区関目１丁目８番６―702号
再生債務者　嶋田　秀幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第２号
山口県防府市大字台道1354番地の79　雇住１棟403号
再生債務者　新谷　大介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月９日　山口地方裁判所

平成２４年（再イ）第１６５号
さいたま市見沼区大字南中丸445番地９、居所千葉県富津市青木412番地２　ミキハイツ101号
再生債務者　福井　俊輔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月９日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第６７号
東京都足立区西新井本町２―４―11　エステートピアＫ202
再生債務者　本田　　健
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１９１号
東京都中央区日本橋兜町９―14―808、住民票上の住所兵庫県神戸市須磨区友が丘７―３―１―604
再生債務者　藤原　由真
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１７９号
大阪府四條畷市雁屋南町17番25号
再生債務者　北村　寛之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第８号
兵庫県西宮市大社町11番31―611号
再生債務者　黒田　功一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月７日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第７号
奈良県橿原市中曽司町259番地の43
再生債務者　今西　裕介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月９日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（再イ）第８号
奈良県磯城郡田原本町大字宮古79番地の３
再生債務者　澤田　　誠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月９日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（再イ）第１８号
広島県安芸郡海田町大正町６番14―301号
再生債務者　虻川　栄治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月９日
広島地方裁判所民事第４部